

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

3295号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>



高原を彩る、ルビー色の絨毯 (長野県箕輪町)

もくじ

政 策
随 情
想 報

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の概要
——子ども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室……(2)
フォーラム
デジタル技術を活用し元気で健康な高齢者のまちへ
——公式LINEを活用したフレイル予防事業——兵庫県多可町……(6)
町村ご当地キャラじまん……(10)
小さな町の大きな挑戦……(12)

大分県玖珠町長 宿利 政和……(12)

写真キャプション

南アルプスと中央アルプスに囲まれた伊那盆地の北部に位置する箕輪町。標高900メートルにある「赤そばの里」では、全国でも珍しい赤い花が咲くそばが栽培されている。9月下旬から10月上旬にかけて、東京ドームほどの広大な畑一面に可憐な花が鮮やかに咲き誇り、幻想的な風景をつくりだす。

コラム

「豊か」な暮らしを享受できる地域

東洋大学国際学部国際地域学科教授 沼尾 波子

2021年に出された国土交通省「企業等の東京一極集中に関する懇談会とりまとめ」のなかに「都道府県別の経済的豊かさ」という興味深い資料がある。

世帯の可処分所得（二人以上勤労者世帯）の平均値を都道府県で比較すると、高い順に、富山県、福井県、東京都が続く。ところが平均値ではなく中央値（上から40〜60%の世帯の値）を取ると、上位3県は富山県、三重県、山形県の順となり、東京都は12位まで下がる。さらに、食糧費や家賃、光熱水道費などの基礎支出の水準をみると、東京都の値が最も高い。その結果、可処分所得と基礎支出の差額を比較すると、東京都のランキングは42位まで下がる。

この数値には単身世帯や経営者等が含まれていないなど留意すべき点はある。だが、ここから言えるのは、東京には稼げる機会があり、高額な所得を稼いでいる人々はいらるが、中間層の世帯において、可処分所得は必ずしも高いわけではない。加えて家賃や物価が高いことから、地方圏と比較して、余裕のある暮らしができるとは限らないということである。最近では農産物の価格も上昇、地震や豪雨災害への備えから米を買った動きも加速し、スーパーには軒並み米がない状態が続いた。

衣食住の安定的確保を考えると、地方圏での暮らしの方が魅力的といえるかもしれない。いっぽう、医療や教育などのサービスを受けること、東京には多様な機会がある。また、地方圏から東京圏に移り住んだ女性は、魅力・利便性・自由を求めて東京圏に移り住んでいるとの調査結果もある。充実したサービスがあること、そして多様な価値観が許容され、選択肢が多いことが東京の良さといえるかもしれない。

国土形成計画では、「場所に縛られない暮らし方・働き方による地方への人の流れの創出・拡大を図ること」や、「若者世代や女性に開かれた魅力的な地域づくりを推進すること」がうたわれている。政府は、広域的域域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正、二地域居住の促進に向けた体制づくりも進められている。

地方圏に若い世代を呼び込むには、稼げる仕事があることも大切だが、そこに豊かな関係性や、創造的な事業活動等の展開を支える文化があるかどうかが問われていると感じる。受入れ環境整備にあたり、クリエイティブな仕事と暮らしの実現を応援する職場づくりや起業支援、住まいやコミュニティづくりの発想が求められているように思う。

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の概要

こども家庭庁長官官房総務課 支援金制度等準備室

1. はじめに

少子化は、わが国が直面する最大の危機であり、2022年に生まれた子どもの数は統計開始以来最低を更新し、加えて、最近では少子化のスピードが加速しています。そして、少子化は人口減少を加速化させており、こうした急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムや地域社会を維持していくことは困難になります。

2030年代に入ると若年人口自体が急激に減少し始めるため、2030年代に入るまでに少子化トレンドを反転できるかどうか重要なポイントになります。そのため、政府は(1)構造的賃上げ等と併せて経済的支援を充実させ、若い世代の所得を増やすこと、(2)社会全体の構造や意識を変えること、(3)全ての子ども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援すること、の3つを基本理念として抜本的に政策を強化することとしました。

具体的には、令和5年12月22日に閣議決定した「こども未来戦略」において、総額3・6兆円規模の「加速化プラン」をまとめ、そのうち制度改正を要するものについて、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」として、令和6年通常国会（第213回国会）に提出し、6月5日に成立・6月12日に公布さ

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）のポイント

給付拡充と財政基盤の確保を一体的に整備

こども未来戦略<加速化プラン>に基づく給付等の拡充

1. ライフステージを通じた経済的支援の強化

◎は支援納付金充当事業

- 児童手当の抜本的拡充 (◎) ⇒ 全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化 [令和6年10月分から]
 - ・ 所得制限を撤廃
 - ・ 高校生年代まで延長
 - ・ 第3子以降は3万円

+ 支給回数を年6回に
* 多子加算のカウント方法は、22歳年度末までの子で親等に経済的負担がある場合にはカウントするよう見直し

	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

- 妊婦のための支援給付の創設 (◎) 10万円相当の経済的支援 ⇒ 2の妊婦等包括相談支援事業との効果的な組合せによる支援 [令和7年4月制度化]

2. 全ての子ども・子育て世帯への支援の拡充

- 妊婦等包括相談支援事業の創設 [令和7年4月]
 - ・ 様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
- 乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設
 - ・ 月一定時間までの枠の中で時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み [令和8年4月給付化]
- 児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ [令和6年11月分から]

3. 共働き・共育での推進

- 出生後休業支援給付（育休給付率を手取り10割相当に）
 - ・ 子の出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進 (◎) [令和7年4月]
- 育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付） (◎)
 - ・ 2歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給 [令和7年4月] [令和8年10月]
- 育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設 (◎)

※これらのほか、産後ケア事業の提供体制の整備、教育・保育施設の経営情報の見える化、ヤングケアラーに対する支援の強化等を実施。

給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

- 支援金制度の創設 ~少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み~
 - ・ 令和8年度に創設、令和10年度までに段階的に導入（8年度0.6兆円、9年度0.8兆円、10年度1兆円*）。医療保険料とあわせて徴収
 - * 支援納付金総額のうち公費負担分を除いた被保険者・事業主の拠出額の目安
 - ・ 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築
 - ・ 令和6～10年度の各年度に限り、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行
- 子ども・子育て政策の見える化の推進
 - ・ 令和7年度に子ども・子育て支援特別会計の創設（子ども・子育て支援勘定、育児休業等給付勘定）

政 策

れました（改正法のポイントについて図1参照）。

少子化・人口減少に歯止めをかけるためには、本法律の内容を含め「加速化プラン」に掲げる総合的な対策によって、全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援し、一人ひとりのこどもの健やかな成長をめざすとともに、そうした支援や働き方の見直しを通じて、社会の構造や意識を変えて、「こどもまんなか社会」を実現していき、こどもを持つことを希望する方が安心してこどもを産み、育てることができる社会を実現していくことが重要です。

基礎自治体におかれては、これまでも地域の実情に応じたこども・子育て支援の充実に取り組んでいた点についてありますが、引き続き本法律の施行、加速化プランの実施についてもご協力を賜りたいと考えています。今後、施行に向けた実務面の検討等を進めてまいります。まず本稿においては、本法律の概要についてご紹介していきます（2.、4.）（スケジュールについて図2参照）。

2. 「加速化プラン」に基づく給付の拡充

(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

①児童手当の抜本的拡充（令和6年10月1日施行）

児童手当について、次代の社会を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを

明確化する等の観点から、1）所得制限を撤廃する、2）支給期間を高校生年代まで延長する、3）多子加算の子のカウント方法を拡充の効果により発揮されるように見直すとともに、第3子以降の支給額を3万円に増額する、4）支払月を年3回から偶数月の年6回とする拡充を行うこととしました。拡充は令和6年10月分の児童手当から適用され、拡充後の初回支給は同年12月にされます。②妊婦のための支援給付の創設及び妊婦等包括相談支援事業との効果的な組合せによる総合的な支援（令和7年4月1日施行）
妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」を、児童福祉法に「妊婦等包括相談支援事業」をそれぞれ創設するとともに、市町村は妊婦のための支援給付を行うにあたっては、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて行うよう努めることとされました。

(2) 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

①こども誰でも通園制度の創設（令和8年4月1日施行）

保育所等に通っていないこどもへの支援を強化する観点から、満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用

加速化プランの実施に向けたスケジュール（支援金制度関係）

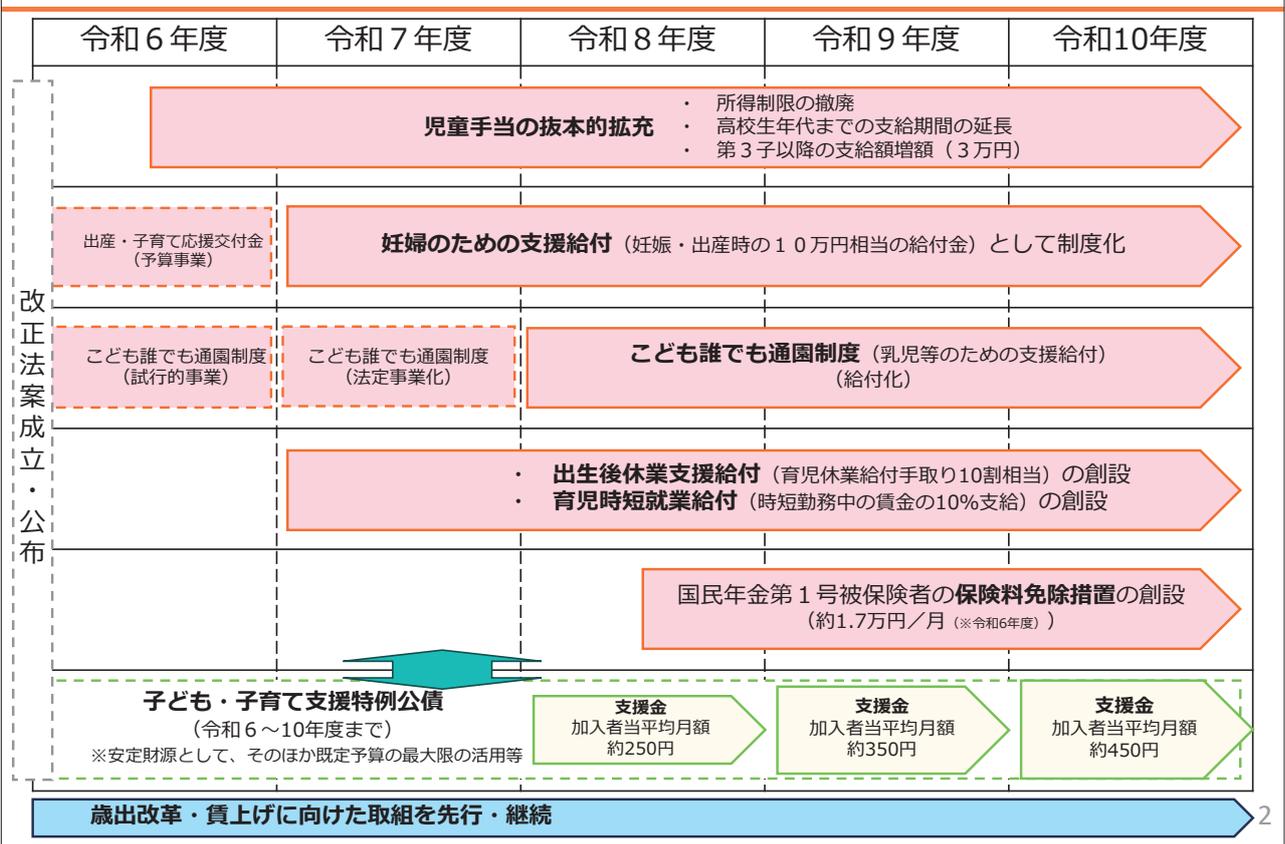


図2

政 策

できる「乳児等のための支援給付」を創設することとされました。

令和6年度から制度の本格実施を見据えた試行的事業を実施しておりますが、令和7年度に法定の事業として実施自治体数の拡大を図り、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく給付として全国の自治体で実施することとなります。なお、令和8年度からの2年間は利用可能枠について経過措置を設けることとされました。計画的な提供体制の整備を改めてお願いします。

②産後ケア事業の提供体制の整備(令和7年4月1日施行)
母子保健法に基づく産後ケア事業について、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども子育て支援事業にも位置づけることとされました。

これにより、市町村の管内では事業の委託先が確保できない場合に、都道府県が広域的な調整を担うなど、計画的な提供体制の整備を進めていくこととなります。

③教育・保育施設の経営情報の継続的な見える化の実現及び事業主拠出金に係る見直し(令和7年4月1日施行)
保育士等の処遇改善について、人事院勧告を踏まえた対応にあたり、所要額の半分を事業主拠出金から充当することに伴い、0・2歳保育の運営費に充当できる上限割合の引上げを行うこととされました。またさらなる処遇改善等を進める上では、費用の見える化を進めること

が重要であることを踏まえ、保育所等の設置者が教育・保育施設の経営情報を都道府県知事に報告し、都道府県知事は報告された経営情報を公表することとされました。

④児童扶養手当制度の見直し(令和6年11月1日施行)
児童扶養手当について、第3子以降の児童に係る加算額を、現行の第2子に係る加算額と同額に引き上げることとされました。これと併せて、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、働き控えに対応し自立を下支えする観点から所得限度額を引き上げることとしています。

⑤ヤングケアラーに対する支援の強化(公布日施行)
ヤングケアラーについて、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている」と認められる子ども・若者」として定義し、国や地方公共団体等が支援に努めるべき対象として子ども・若者育成支援推進法に明記することとされました。

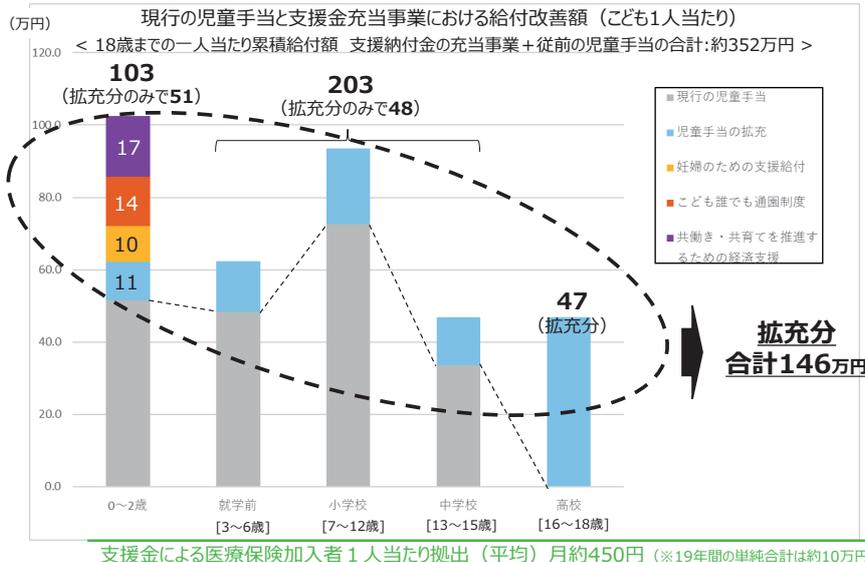
⑥基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応(令和6年10月1日施行)
幼児教育・保育の無償化について、基準を満たさない認可外保育施設についても令和6年9月末まで対象としているところですが、本経過措置に代えて、令和6年10月から令和11年度末までの間、基準を満たさない施設のうち、設備基準など基準を満たすのに相当の期間を要し、か

が重要であることを踏まえ、保育所等の設置者が教育・保育施設の経営情報を都道府県知事に報告し、都道府県知事は報告された経営情報を公表することとされました。

支援金制度の創設による子ども一人当たりの給付改善額(高校生年代までの合計)

○ 子ども・子育て支援金制度の創設による子ども一人当たりの給付改善額(高校生年代までの合計)は約146万円。なお、現行の平均的な児童手当額約206万円とあわせると、合計約352万円となる。

- ※ 子ども・子育て支援納付金の充当事業(児童手当(今般の拡充分に限る)、妊婦のための支援給付(出産・子育て応援給付金の制度化)、子ども誰でも通園制度、共働き・子育てを推進するための経済支援)について、実際の給付状況は子どもや世帯の状況により様々であるが、各給付の事業費を対象となる子どもの数で割って合計。
- ※ 「加速化プラン」(総額3.6兆円)の支援強化には、これ以外にも様々なものがある。



※年齢別にそれぞれの制度における1人当たり給付の平均額(令和10年度所要額(見込)を基とした対象年齢ごとの単純平均額)を算出し、各期間について合計したもの。現行の児童手当額は、令和2年度児童手当事業年報の実績値に基づく平均単価を計上。
 ※共働き・子育てを推進するための経済支援は、出生後休業支援給付、育児時短就業給付、国民年金第1号被保険者の育児期間中の保険料免除を指す。
 ※児童手当については拡充分(所得制限撤廃、高校生年代への延長、多子加算の増額)を含む全体に支援納付金が充当されるほか、子ども・子育て拠出金・公費も充当。子ども誰でも通園制度については、支援納付金・公費を充当。また、支援金の総額1.0兆円(令和10年度)をベースに、低所得者軽減等のために投入される公費や各給付に充当される公費等も加えた給付額(総額約1.5兆円)をベースに試算。

政 策

つ、転園も困難なケース（外国人児童の多い施設や夜間・深夜帯の保育を実施している施設等）について、都道府県知事が個別に施設を指定することで無償化対象とする新たな経過措置を設けることとされました。

(3) 共働き・子育ての推進

①雇用保険法の一部改正（令和7年4月1日施行）

出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するため、給付率を現行の育児休業給付（67%（手取りで8割相当））と合わせて80%（手取りで10割相当）へと引き上げる「出生後休業支援給付」を創設することとされました。また、育児中の柔軟な働き方として、男女ともに時短勤務を選択しやすくなるよう、こどもが2歳未満の期間に時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の10%を支給する「育児時短就業給付」を創設することとされました。

②国民年金法の一部改正（令和8年10月1日施行）

自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の保険料免除措置を創設することとされました。

3. 給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

(1) 子ども・子育て支援金制度の創設

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤として、全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、国民の皆さまに医療保険料とあわせて拠出をいただく制度です。

医療保険者に、医療保険料とあわせて被保険者・事業主から「子ども・子育て支援金」（以下「支援金」という。）を徴収、政府に「子ども・子育て支援納付金」（以下「支援納付金」という。）として納付いただく。支援納付金は、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、加速化プランで拡充されるこども・子育て世帯向けの給付に充てられます。これにより、こども一人当たりで0歳から18歳の間に受ける平均的な給付拡充の額は146万円となり、子育て世帯にとっては大きな受益となります（図3参照）。

支援金制度の創設は、令和8年度から3年間かけて段階的に行うこととしており（拠出した総額は、令和8年度は6千億、9年度は8千億、10年度に1・0兆円）、足元の賃上げの流れを妨げないようにします。支援金として拠出したく1兆円分については、歳出改革等によって1兆円分の保険料の負担軽減を図ることで、支援金の導入によって社

会保障負担率（国民所得に占める社会保険料負担の割合）が上昇しないようにします。また、支援金を充てる児童手当等の給付拡充は、令和6年度中から順次先行して実施していきますので、この間の財源はつなぎ国債である子ども・子育て支援特別公債により対応します。

個々人の支援金の拠出額は、加入する医療保険制度、収入や世帯の状況により異なりますが、令和10年度における医療保険加入者一人当たり平均月額450円程度と想定しています。また、支援金制度は医療保険料の賦課・徴収ルートを活用するため、その拠出額は所得に応じたものとなるほか、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度における低所得者等に対する保険料の軽減は医療保険料と同様に実施し、さらに、国民健康保険においては、18歳年度末までのこどもに係る支援金の均等割額は、10割軽減の措置を講じます。また、医療保険者に対する財政支援についても、医療保険制度における取扱いを踏まえて実施します。

支援金制度により少子化・人口減少に歯止めをかけることは、我が国の経済・社会システムや地域社会を維持することにつながり、医療保険制度の持続可能性を高めることにより、国民の皆さま一人ひとりにとって重要な受益があるものであることから、医療保険の仕組みを活用して保険料として拠出をいただくものです。

国としては、こうした支援金制度の趣旨・枠組みについて、周知・広報に努めてまいります。

(2) 見える化の推進

「加速化プラン」においては、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めることとしており、令和7年4月に、内閣府（こども家庭庁）と厚生労働省が共管する「子ども・子育て支援特別会計」（いわゆる「こども金庫」）を創設します。子ども・子育て支援納付金等の特定の財源を活用して実施する事業が、一般会計と区分して経理されることにより、給付と拠出の関係がより一層明確化されます。

4. おわりに

2、3の内容については、今後、施行準備を進めていくこととなりますので、引き続きこども家庭庁からの情報発信にご留意いただくとともに、施行業務へのご協力をお願い申し上げます。

お問い合わせ先
こども家庭庁
長官官房総務課支援金制度等
準備室
電話：03-6858-0114
(直通)

特集 デジタル技術を使った地域活性化



▲クアオルト®健康ウォーキングヴァルトコース展望台から望む翠明湖

兵庫県
たかちよう
多可町



デジタル技術を活用し

元気で健康な高齢者のまちへ

公式LINEを活用した
フレイル予防事業

ポイント

- ・地域共生づくりの促進
地域のあらゆる主体で、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、ボランティアポイント等による互助活動の推進で公的なサービスを官民協働で支える
- ・元気な高齢者の地域貢献・社会参加の促進
セルフチェックによる健康への気づきとお互いを見守る関係性の構築で、地域の通いの場で社会参加・社会貢献を促進
- ・健康づくりの推進
クアオルト®健康ウォーキングによる住む人、訪れる人、すべての人の「心と体を癒やす」まちづくりの推進
- ・デジタル技術の活用と健康促進アプリの普及啓発
マイナポータルの情報と連携した「公式LINE」を活用し高齢者の健康状態の管理と「健康アプリ」による運動意識の醸成をサポート

フォーラム

1. 多可町の概要

多可町は、中国山地（三国岳、千ヶ峰、笠形山、竜ヶ岳、篠ヶ峰など）の山々に囲まれた緑豊かな町です。自然豊かな場所であるが、近年も神戸や大阪などの都市部に1時間程で行けるため、近年移住される方が増加しています。

また本町は、酒米の最高峰「山田錦」の発祥の地、7世紀後半から受け継がれる手漉き和紙「杉原紙」の発祥の地、そして国民の祝日「敬老の日」の発祥の地として、3つの発祥をもつ町として伝統を受け継いでいます。近年では地域資源を活かしたまちづくり、都市との交流、特産品の開発、文化発信事業などユニークな取組が行われ、人の元気が集落や町の元気につながるよう「みんなが主役のまちづくり」を積極的に展開しています。



▲杉原紙原料のコウゾの川さらし

特に地域共生のまちづくりをめざし、住民による、住民のための住民研修会「コーケゼミ・あつたかはく」と「ライン」を開催し、地域の中での「支え手」育成にも努めています。

2. 健康意識を高める取組を

全国的に少子化と超高齢化は地域課題として、各自治体が競い合っており、さまざまな施策を展開しています。本町も特に子育て施策、移住定住施策を中心



▲「敬老の日提唱の地」の記念碑

に展開してきました。しかし、このことは若年者人口の奪い合いをしているだけで、一時的な増加は見込めても生活圏域や県広域レベルで考えると人口減少はあまり変わってはいません。

普通に生活をしていけば、誰しも年齢を重ね、心身の不調や認知面の不安などたくさん課題を徐々に抱えていくこととなります。地域で自立して生活を送るためにも「健康」は全ての住民に必要なことです。「健康」については、関心層へのモチベーションをアップさせるだけでなく、無関心層へいかに普及啓発をするかが課題となっています。近年ウォーキングによる健康増進活動は活発化し、さまざまなアプリが開発されています。多可町においても隣接する自治体と連携し「健康アプリ」を導入し、健康ポイント事業を運営しています。歩数で簡単にポイントがたまる仕組みとなっているため、高齢者にとっても比較的簡単に活動ができ、たまったポイントを町内の商工会が発行する地域商品券に還元できることもあり、アプリ加入者は急増しているのが現状です。

あわせて、豊かな地域資源を活かし、クアオルト事業も展開しています。クアオルトとは、ドイツ語で「健康保養地」という意味であり、豊かな自然環境の中で、中長期の滞在による健康づくりが行える町をめざしております。



▲健康ウォーキング参加風景

フォーラム



▲元気あつぷ広場でいきいき百歳体操

以前から町で勤める介護予防事業は、普及啓発として集落の公民館等で「いきいき百歳体操」を住民主体の活動である通いの場「元気あつぷ広場」

3. 介護予防事業の見える化を

クアオルト®健康ウォーキングというドイツ生まれの健康づくりの手法を用いて毎週火・木曜日に3km程度のウォーキングを実施しています。森林の中に入るコースや季節の名所を巡るコースなど19ものコースを設定し毎回専任ガイドが案内しています。ウォーキングへの参加は生活習慣病や認知症の予防だけでなく、心身の健康づくりや健康寿命の延伸に効果があると考えます。

で拡げられました。また、住民の健康意識を高め、ご自身の健康に対し、セルフチェックしていただけるよう「見える化」にも努めてきました。「見える化」として、介護予防事業で利用していた25問の生活機能基本チェックリストの回答や体力測定の結果から足腰年齢の数値化により、これまでの履歴と現時点のフレイル度について、管理システムを活用して高齢者に結果を提示し、みなさんに注意喚起してきたところです。体力測定は現地での計測が必要ですが、基本チェックリストは実施時点の間診結果を活用してフレイル度を推し量ることができ、よって、現在のデジタル化社会にふさわしく、スマートフォン(以下「スマホ」とする。)等を活用すれば、いつでも計測ができるシステムを構築できないかと考え、調整を始めることとなりました。フレイル対策は「元気あつぷ広場」をはじめ、さまざまな介護予防講座で取り組んでいますが、全高齢者、全域で実施ができておらず、介入すべきフレイル対象者を早期に発見できません。そもそも高齢者自身が心身の状態を把握していないため、気がついたらフレイルの状態もしくは要介護の状態となっていることが多くあります。これは、高齢者自身が予防策として

何をしたら良いのか分からず、何の対策もできていないのが現状です。よって、セルフチェックで、自身の健康状態への気づきを促し健康寿命の延伸につながるよう、また、できる限り簡単な操作、必要な情報の取得につながるような仕組みを検討しました。たくさんの操作が必要なシステムでは結局使われなくなり、自身に役立つ情報をいつでも確認できるいわゆる「健康手帳」をスマホの中で保てる仕組について検討を重ねました。

4. 新たなデジタルツールの活用へ

公式LINEを活用したサービスの開発は、住民の利用度の高さと家族間でもその操作を教え合うことができることから高齢者も比較的参加しやすいと判断し選択したものです。さらに、マイナンバーカードを活用することでマイナンバーサイトにあるご自身の情報を取得し、健康管理にもつなげていただくことが、これからのセルフチェックの「カタチ」ではないかとシステム開発を進めることとなりました。

また、新型コロナウイルス等の感染症対策を実施しながらフレイル予防にもつながる非接触型のフレイルチェックとなるよう調整しました。

これまでは介護予防事業の現場で独自のシステムを活用して生活機能のチェックを実施していたので、問診票を現場で確認しないとフレイル度の情報が確認できなかったことが、スマホを活用してチェックしてもらうことにより、いつでもどこでも確認できるようになりました。

そして、必要な運動や栄養バランス、

▲フレイル予防システムの各画面

フォーラム

脳トレニングなど、おすすめメニューを表示することで、ご家庭での介護予防に対し、普及啓発が可能となりました。

また、専門職にとっても、フレイル情報が累積されることで、高齢者への早期介入ができるため、地域内でのフレイル講座は、課題に対するこれまでの対処的な支援から予防を意識したポピュレーションアプローチへと切り替えることが可能となります。

5. 意外な落とし穴

令和5年4月、「元気があつが広場」参加者に対しアンケートをした結果、電話以外のスマホの活用方法のうち6割がポイント活用品の「健幸アプリ」を利用しているものの、LINE等のSNSの活用は3割に留まっていた。

携帯電話からスマホに機種を変更されてはいるものの、まだまだスマホの活用自体は難しいのが現状です。

「健幸アプリ」については、アプリをインストールしアカウントを初期設



▲健幸アプリ

定さえすれば、スマホが万歩計となり、ポイントが蓄積されるため、難しい操作を必要としません。そのため、初期導入の支援ができれば継続した利用につながっています。

しかし、若年者と違いメールやSNSのように文字入力による会話を頻回にすることは、高齢者にはまだまだ煩わしさがあるようで、インストールした後も活用にはつながっていないケースが多く見られました。

また、高齢者向けスマホはさまざまな制限のできる機種もあり、その操作性も特異であることから指導する側のスキルも必要となっています。今後スマホ教室をエリアごとに展



▲公式LINEのインストール支援

開し、超初心者コースを開催するなど、スマホの使い方を高齢者に対して丁寧に説明する機会を多く設ける必要があるように感じます。

これから先の高齢者は、スマホを活用できる人が徐々に増えてくることも想定されます。よって、今のタイミングで、身近な地域でスマホ教室を開催し、スマホの活用について、重点的に支援することがデジタルバイド対策に加え、高齢者が健康で暮らし続けることにつながる結果、これから起こりうる介護人材不足への対応にもつながると考えます。

6. これからの地域づくりへ

高齢者個人がセルフチェックできるようになれば、より、ご自身が健康に気をつけ、介護予防にも取り組んでいただけると思います。

地域の中で、高齢者が活発に活動できるようになれば、新型コロナウイルス感染症が第5類へ緩和されたことで、社会参加する機会も元に戻ってきます。いきいき百歳体操による地域の介護予防の通いの場が、これまで以上にお互いを気遣い、気配りができる心の余裕も生まれてくると思います。

お互いを気にし合う適度な距離の関係性が保てることで、地域の中の絆づくりにもつながると思います。

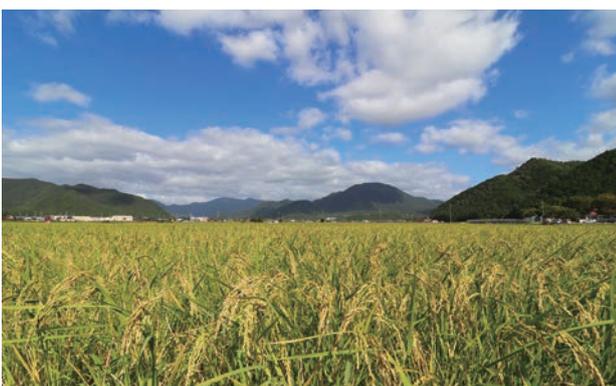
公式LINEによるフレイル対策は一つのきっかけであり、これからの地域づくりのツールの一つになればと切に願います。

また、公式LINEのリッチメニューを見直し、今回「暮らし」、「健康・観光」、「防災」のタブを追加し、住民への周知方法も改善し、町から発信する情報を入手しやすくしました。

これからはデータ活用の時代ですので、さまざまな情報を分析し、その情報を住民にお伝えできるように努めていきたいと考えています。

兵庫県多可町

ふくし相談支援課 山本 茂弘



▲酒米の最高峰「山田錦」

町村

ご当地キャラじまん

Vol.152

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。今回は、西ブロック(中国・四国・九州・沖縄)からピックアップ。

西ブロック



鹿児島県和泊町

上関町ホームページのコンテンツ「おさんぽ上関」の案内キャラクターとして2016年に誕生したキャラクター。モチーフとなっているのは、町花の「野路菊」です。当初イラストでのみ活動していましたが、2019年11月3日に上関町総合文化センターにて着ぐるみがお披露目されたからは、町の Mascotキャラクターとして活躍してきました。2024年3月には、上関町公式YouTubeとしてデビューし、上関町の魅力や楽しい話題を盛り込んだ動画を配信しています。動画での活動だけでなく、町のイベントや行事等にも参加することもあり、そんな時は、公式 Mascotキャラクターとして、可愛らしさアピールに余念がない、おちゃめな一面もある「のんのちゃん」。これからも多岐にわたる活躍が期待されています。



山口県上関町の「のんのちゃん」



上関町 Mascotキャラクター



2月1日(上関町創立50日)生まれ。野路菊の妖精。「やりたいことをやりたい時にやりたいだけやる」をモットーに自由気ままに生活。「職業は自宅警備員」と言うほどインドア派。好きな言葉は「深呼吸」。

和泊町 Mascotキャラクター

リリリー

鹿児島県和泊町



2015年5月2日に開催された「ゆりフェスタ」にてお披露目された Mascotキャラクター。町花「えらぶゆり」がモチーフで、和泊町公式キャラクターの元アイドルおしどりカップル「リリリー」と「リリリーちゃん」の娘として誕生しました。両親譲りのきれいな緑色の髪には「えらぶゆり」の髪飾りをつけ、島の赤土と同じ色の赤い靴を履き、首元には幸せの黄色いリボンをつけています。テーマソング「LOVE LOVE! おきのえらぶ!!」が作られるほど、町民から親しまれている「リリリー」。「和泊町港まつり」や「花の島」等、島沖えらぶジヨギング大会」等、町主催のイベントにはよく出没するほか、時には町外で行われるイベントにもお出かけし、積極的に「えらぶゆり」や和泊町、沖永良部島のPR活動をしています。



和泊町役場勤務の20代女性(年齢はひみつ)。明るく元気な、イケメンに弱い。子どもたちと一緒にダンスを踊るのが好きで、島唄に合わせて踊るのも得意。

多良間村 Mascotキャラクター

たらびん

沖縄県多良間村



生後1000日の子ヤギの男の子。黒糖が大好きで、好きなおやつは「サトウキビの葉」。将来の夢は、立派なヒゲが生えて、島の豊年祭「八月踊り」の組踊で「天全のブラス」を演じること。

多良間村制100周年記念事業の一環で公募を実施し、2013年11月28日に誕生した「たらびん」。モチーフは子ヤギで、琉球王朝時代に多良間で活躍した豊見親(とうゆみや)の姿を模しています。2014年9月30日には、多良間村役場にて着ぐるみのお披露目と共に住民登録を行い、晴れて1125人目の村民となりました。2019年には沖縄民謡の「たらびん」PRソング「たらびんダンス」も完成。また、2024年6月には、約10年ぶりに復活した遊具のある公園が「たらびん公園」と名付けられるなど、村民に広く親しまれているキャラクターです。多良間村内のイベントに積極的に参加したり、多良間空港で観光客を出迎えたりと、「たらびん」は多良間村を盛り上げようとして一生懸命がんばっています。

今回は、東ブロック(北海道・東北・関東)からご紹介します

情 報

次回募集は令和6年10月から開始
(令和6年11月6日(水)まで)

生命 医療 収入補償 保険のご案内

全国町村会は、町村等職員の厚生に資することを目的として、本会と生命保険会社で団体契約を結び、「任意生命保険」、「任意医療保険」、「任意収入補償保険」を実施しております。ぜひ、この機会にご加入をご検討ください。

『町村等職員だからこそ』受けられるメリットがあります

任意生命保険・任意医療保険・任意収入補償保険（共通）

○団体割引による低廉な保険料

「任意生命保険」申込保険金額1,000万円当たりの負担額（例）

任意生命保険		月払掛金	配当加味 × 88.0% (※)	実質負担金額(※)
男性	22歳	1,200円		1,056円
	30歳	1,200円	1,056円	
	36歳	1,430円	1,258円	
	41歳	1,790円	1,575円	
女性	22歳	810円	713円	
	30歳	810円	713円	
	36歳	1,150円	1,012円	
	41歳	1,350円	1,188円	

(※) 月払掛金に直近3年間の平均配当還元率約12.0%を加味した概算金額です

任意生命保険・任意医療保険

- 団体保険としての割引が適用
- 付帯サービス「N-コンサルジュ」の魅力

任意生命保険

- 最低保険金額200万円から加入可能
- ご加入キャンペーン特典

任意収入補償保険

- ケガや病気で働けなくなった場合の収入を最大65歳まで長期に補償
- 精神障害も最長24カ月補償

任意共済HPはこちら



Nコンサルジュはこちら



制度内容・お申込み手続きに関するお問合せ先

生命 医療 0120-375-696 日本生命

収入補償 0120-500-826 あいおいニッセイ同和損保

※お問合せの際には、団体名「全国町村会」をお知らせください

〈受付時間〉月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00

随 想

大分県の西部にある玖珠町は、人口13,800人ほどの小さな町で、大分市中心部と福岡空港の中間に位置し、高速道路を使用すれば各々1時間ほどで移動が可能です。鉄道や主要道路で結ばれた交通の要所にあります。

特に、福岡県久留米市と大分市を結ぶ「国鉄久大本線」保線区の拠点であった「豊後森扇形機関庫」は、昭和40年代まで使用されましたが、機関車のディーゼル化に伴い、現在は「近代化産業遺産」として観光施

命名されたという民話が残っています。

当町は、世界を回り、童話の世界を広め、「日本のアンデルセン」と呼ばれた口演童話作家の久留米武彦生誕の地です。「童話の里玖珠町」と銘打って児童生徒の情操教育と合わせたまちづくりを進めています。

久留米武彦翁は「信じあうこと。助け合うこと。違いを認め合うこと」と、また「継続は力なり」という言葉を残しています。まさに人権尊

暮らしを学び、故郷を誇りにしてもらうために、自主性を高め表現力を育む「調べ学習」として、ICT教育やコミュニケーションスキルを充実させました。令和4年度に「文部科学大臣賞」をそれぞれの部門において賜りまして一層の励みとなりました。

また、一方で核家族化や働き家族の増加など家庭環境の変化、価値観の多様化、社会不安などを背景に、当町においても不登校の児童生徒が増えています。教育委員会は「誰

ひとり取り残さない教育」を掲げて、文部科学省がすすめる「学びの多様化学校」を、九州・沖縄エリアの公立小中学校では初めて令和6年4月に新設開校させるに至りました。



小さな町の大きな挑戦

大分県玖珠町長

宿利 政和

設に生まれ変わり、多くの鉄道ファンを魅了しています。

この扇形機関庫から一望できる「伐株山(きりかぶやま)」は切株の形をしていることから、「むかし、大きな楠の立木があつて、田畑を日陰にして影響を及ぼしていたが、大男が現れて大木を切り倒して村を救った。枝にあつた鳥の巣がトス(佐賀県鳥栖市)に、葉っぱの跡がハカタ(福岡市博多)に、いくら大木でもここまで来るめえ!(届かない)(福岡県久留米市)と

重や地方創生の現代社会の到来を明治・大正の時代から想定していたのかもしれません。

また、このことは、疲弊している暮らしや経済に明るい兆しを取り戻そうと、住民の総力を結集しながら粘り強く取り組むことの大切さを唱えていることと同様ではないかと思

「まち(じ)へり(は)は(ひ)と(ひ)へり」とよく言います。当町におきましては各分野で将来を担うことも達の人材育成の一環として、地域の文化・歴史・

他方、産業面では農林畜産業の振興や、デジタル地域通貨の導入などで消費喚起と地域内経済循環につなげようなど、可能な限りの対策に着手しているところでもあります。

このような中で、令和6年4月下旬に「消滅可能性自治体」に関するマスコミ報道がありました。これま

で関係人口を増やし経済効果を引き出す施策について、いろいろな自治体の取組を数多く見てきましたが、人口減少対策として移住や定住につなげるハードルの高さについて、今回の報道を通じて痛感・再認識させられた機会でもありました。

玖珠町では、旧中学校舎の利活用として開設したサテライトオフィスに、この2年間でIT関連企業など6社が入居してくださり、若い方々も徐々に増えています。「人・仕事・まち」地方創生の観点からも、活気と勇気につながっている感があり、今後の企業誘致にも力が入ります。

とりわけ、IT関連企業の誘致は、遊休施設や空き家活用の面でも企業・事業所の入居につなげることも可能です。地元の若者にとっても「ネット環境があれば、都会へ出なくても地元で居ながら都会と同じ仕事ができ、同じ水準の報酬が得られる」と認識できるような夢の環境が整いつつあると思われれます。

近年のように出生数が低下する中でも、仕掛け・仕組みづくりによって「社会減を抑制する」可能性はあると思われ、「玖珠町に生まれ育ったこと、玖珠町で暮らしたこと」を誇りに思えるよう「小さな町の大きな挑戦」を粘り強く展開していきたいと思っています。